

令和7年度（2025年度）SNS広告等を用いた戦略的広報業務委託に係る
プロポーザル実施要領

1 プロポーザルの目的

SNS広告等を用いた戦略的広報（以下、「デジタルプロモーション」という。）の事業効果を最大限に高めるため、受託者が有する高い業務遂行能力、企画力、デザイン力等の専門性を活用することを目的として、公募型プロポーザルを実施する。

2 委託する業務

別添2「令和7年度（2025年度）SNS広告等を用いた戦略的広報業務委託基本仕様書」のとおり

3 委託期間

契約締結の日から令和8年（2026年）3月31日まで

4 プロポーザルの概要

(1) 名称

令和7年度（2025年度）SNS広告等を用いた戦略的広報業務委託に係る
プロポーザル

(2) 課題

業務委託に関する具体的手法と実施内容に関する企画・提案

(3) スケジュール

2025年6月19日（木）	参加表明書 提出期限（正午必着）
6月19日（木）	質問書 提出期限（正午必着）
6月26日（木）	企画提案書 提出期限（正午必着）
7月 8日（火）予定	最終審査（プレゼンテーション）
	※第1次審査通過者
7月中旬	審査結果通知

5 参加資格

次に掲げる条件の全てを満たす法人とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定による再生手続開始の申立をした者又は同条第2項の規定による再生手続開始の申立をされた者。

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項の規定による更生手続開始の申立をした者又は同条第2項の規定による更生手続開始の申立をされた者。

ウ 国又は地方公共団体による指名停止処分の期間中である者。

(3) 消費税及び地方消費税並びに都道府県税において未納がない者であること。

- (4) 宗教活動や政治活動を活動目的としていないこと。
- (5) 当該法人の役員が、次の各号のいずれにも該当する者でなく、かつ、次のイ及びウに掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。
- ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- イ 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- エ 当該法人若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (6) 共同企業体を構成して申請する場合は、以下を全て満たすこと。
- ア 代表団体を選出し県とのやり取りについては代表団体が行うこと。
- イ 申請書の記名押印等については、参加者全員が行うこと。
- ウ 申請については、一申請者につき一提案とする。また、グループの構成員は他のグループの構成員となり又は単独で申請を行うことはできないものとする。
- なお、代表団体及びその構成員は上記の（１）～（５）の全てを満たすこと。
- エ 共同企業体が、2名以上の者により自主的に結成されたものであること。
- オ 構成員の出資比率が異なる場合は、出資比率の大きい者が代表者であること。
- ただし、出資比率が同じ場合には、いずれかの者が代表者となること。
- カ 次の事項を定めた共同企業体の結成に係る協定を締結していること。
- ・ 目的
 - ・ 共同企業体の名称
 - ・ 構成員の名称及び所在地
 - ・ 代表者の名称
 - ・ 代表者の権限
 - ・ 構成員の出資比率
 - ・ 構成員の責任
 - ・ 取引金融機関
 - ・ 業務履行中における構成員の脱退に対する措置
 - ・ 業務履行中における構成員の破産及び解散に対する措置
 - ・ 解散後の瑕疵担保責任
 - ・ その他必要な事項
- キ 各構成員が県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制が構築できる者であること。

6 受託者の選定方法

(1) 第1次審査（書類審査）

募集期間終了後、資格審査の上、評価項目に基づき提案書等に記載された内容を審査し、事業の実施効果が高いと見込まれる3件程度の提案を選考する。

ただし、提案件数が3件のみの場合は、事業の実施効果が高いと見込まれる2件の提案を選考する。

なお、必要に応じ電話等によるヒアリングを実施する。

選考結果については、提案書記載の連絡先に文書にて通知する。

選考に当たっては、次の評価項目により審査を行う。

評価項目	審査の視点・ポイント等	配点
(1) 全体の広告費	・広告媒体に支払う広告費は、より多くの金額が配分されているか。 (下限:1,400万円(税込))	15
(2) 広告の企画 テーマ「農業大学校新規就農 支援研修(社会人向け)研修 生募集」	・広告デザイン及び広告文は、閲覧者がクリックしたくなるデザインや工夫が施されているか。 ・広告には、クリック率の向上が狙える仕掛けが施されているか。	25
	・ターゲティングや広告媒体の選択、ランディングページ等の提案はテーマの広報目的を効果的に達成するものか。	10
	・広告期間終了後の効果測定レポートは詳細で分析に有効か。 ・分析結果や今後の改善点について、要点が簡潔にまとめられているか。	15
(3) デジタルプロモーションの実績	・業務実績が十分であり、高い業務遂行能力及び確実な事業実施が見込まれるか。	10
(4) 事業スケジュール及び事業実施体制	・事業スケジュールは、26テーマ程度を出稿することを踏まえ、複数のテーマを同時期に出稿するような場合においても、スムーズに展開されるものとなっているか。 ・提案者の組織体制は、事業スケジュールを含め、提案した業務を確実に実行できる体制か。	15
(5) 追加提案	・本事業の事業効果を高める企画(広告クリック率の向上やランディングページへのアクセス数の増加、コンバージョン獲得数の増加等)は有用か。	5
(6) 事業者の取組	・熊本県ブライト企業の認定を受けているか。 ・障害者就労施設等からの物品及び役務の調達実績(当該年度又は前年度)があるか。 ・事業活動温暖化計画書制度の対象事業者(義務及び任意)、エコアクション21、RE100、再エネ100宣言RE Actionのいずれかの認証等又は森林吸収量認証書の交付実績(今年度又は前年度)があるか。 ・熊本県SDGs登録制度又はパートナーシップ構築宣言に登録しているか。	5
合 計		100

(2) 最終審査（プレゼンテーション）

第1次審査を通過した提案者については、以下のア、イにより、提案者によるプレゼンテーション（事業説明）を行い、最も事業効果が高いと判断した提案者を受託者として選定する。

なお、選考結果については、提案書記載の連絡先に文書にて通知する。

ア 日時

令和7年（2025年）7月8日（火）を予定
質疑応答を含め、持ち時間は40分程度とする。

イ 詳細な日時、会場等

第1次審査を通過した提案者に文書にて通知する。

7 参加申込み

(1) 提出物

ア 参加表明書（様式第1号）1部

イ 会社概要 1部

会社概要のわかるパンフレット等を添付すること。

ウ 登記事項証明書 1部

法務局が提出日の3か月以内に発行した現在事項証明書又は履歴事項全部証明書の原本に限る。

エ 直近一事業年度分の貸借対照表及び損益計算書の写し 1部

オ 納税証明書（原本、3か月以内に発行されたもの）1部

（ア）消費税及び地方消費税に未納がないことの証明書

（イ）県税に未納がないことの証明書

熊本県内に本店又は支店等がある場合は、各広域本部、各地域振興局、県自動車税事務所のいずれかで発行する「熊本県税（全般）について未納税額はありません。」の証明書。

熊本県内に本店又は支店等がない場合は、本店所在地の都道府県が発行する都道府県税に未納がないという証明書。東京都等「都道府県税に未納がない」という証明書が発行されない場合は、法人住民税及び法人事業税・地方法人特別税についての直近の事業年度分の納税証明書。

カ 委任状 1部

本店の代表者から支店、営業所等の代表者への契約行為の権限を委任する場合に限る。様式は任意とする。

※令和7年度（2025年度）熊本県の入札参加資格を有している者は、上記ウからカまでの書類を省略することができる。その場合、別紙様式第1号にある「（参考）入札参加資格」欄に該当する登録番号を記入すること。

(2) 提出期限

令和7年（2025年）6月19日（木）正午まで
持参又は郵送とし、郵送の場合は期限内に必着すること。

(3) 提出先

本文書末記の提出先に提出すること。

8 提案書の提出

(1) 作成方法

次の項目を盛り込んで作成すること。

ア 表紙（様式第2号）

イ 提案内容

以下(ア)～(キ)の項目について、別添3「令和7年度（2025年度）SNS広告を用いた戦略的広報業務委託に係るプロポーザル審査基準」を踏まえた上で、実施内容がイメージできるよう画像や図表等も用いながら提案すること。

(ア) 全体の広告費

- ・SNS等の広告媒体に支払う広告費（管理運用費を除く）の総額を示すこと。ただし、1,400万円(税込)以上とする。

(イ) 広告の企画

提案者の有する知見等に基づき、デジタルプロモーションを実施する際の企画を次のとおり示すこと。

- ・広告デザイン及び広告文（タイトルやディスクリプションなどのテキスト）
- ・1テーマあたりの広告デザイン数
- ・広告期間
- ・ターゲティング（地域、年齢、性別、興味・関心等）
- ・フリークエンシーキャップ
- ・使用する広告媒体（X、Facebook、Instagram、LINE、YouTube、TikTok、GDN、YDN等）と媒体ごとの広告費
※広告費は1テーマ当たり50万円と仮定する。
- ・広告出稿期間終了後の効果測定レポート（閲覧情報や分析内容の方法が分かるもの）のイメージを示すこと。
※実績値の情報の羅列ではなく、当初計画から結果までの一連のデジタルプロモーションの流れとそれに伴う評価、同テーマを改めて広告する場合の有効な知見等も含め、今後に活かすことができる分かりやすいレポートとすること。
- ・企画提案は、以下のテーマについて提案すること。なお、ターゲティングに当たっては、必ずしも事業対象者全員に周知する必要はなく、広報の目的を効果的に達成できるよう工夫すること。また、設定したターゲティングの根拠を示すこと。

◇テーマ「農業大学校新規就農支援研修（社会人向け）研修生募集」

・事業概要：

<https://www.pref.kumamoto.jp/site/shinkisyunou/>

・事業対象者：熊本県内での就農を希望する人等

・広報の目的：農業大学校が実施する新規就農支援研修（社会人向け農業研修）への申込者の増加

(ウ) デジタルプロモーションの実績

- ・過去2年程度のデジタルプロモーション（Google アナリティクスを活用したリターゲティングや Google 広告用 MCC、Google タグマネージャー等の運用等を含む）の実績を示すこと

(エ) 事業スケジュール及び事業実施体制

- ・県との打ち合わせ、ターゲティング、タグの埋め込み、イベントトラッキングの設定、リターゲティングリストの設定、広告製作・校正、広告出稿、出稿一週間後報告・分析・助言、出稿内容調整、結果・改善案の報告という事業スケジュールが分かるように示すこと
- ・契約後から契約期間終了までに26テーマを出稿する前提で示すこと
- ・事業実施体制を分かりやすく示すこと

(オ) 追加提案

- ・本事業の効果を高める追加企画を提案すること

(カ) 事業者の取組

- ・該当がある場合は、添付書類とともに事業者の取組に関する申出書（様式第3号）を提出すること。

(キ) 参考見積額

- ※見積書は自社仕様で可とする。ただし、業務項目ごとの内訳を記載すること。

(2) 提出部数

7部（うち正本1部）

※副本には応募者が特定できるような社名・デザイン・記述はしないこと。

(3) 提出期限

令和7年（2025年）6月26日（木）正午まで

持参又は郵送とし、郵送の場合は期限内に必着すること。

(4) 提出先

本文書末記の提出先に提出すること。

9 質問書

実施要領や仕様書等について疑義がある場合は、必要事項を記入し、次のとおり提出する。

(1) 提出方法

質問は必ず質問書（様式第4号）を用いることとする。（送信後は必ず受信を電話で確認すること。）

(2) 提出期限

令和7年（2025年）6月19日（木）正午まで

(3) 提出先

本文書末記の提出先に提出すること。

(4) 質問への回答

(1)の質問書に対する回答は、電子メールで行う。なお、回答内容は、必要に応じて熊本県ホームページに掲載するとともに、参加者全員に知らせる場合がある。

10 予算額

20,014千円（消費税及び地方消費税額を含む。）を上限とする。

提示額は、提案に当たっての目安（上限）となる額であり、契約額は別途設定する予定価格の範囲内で決定することとなる。そのため、提示した額とは必ずしも一致しない。

- 11 契約保証金に関する事項契約に当たっては、熊本県会計規則第77条の規定により契約保証金を納付すること。

なお、納付された契約保証金は、契約の相手方が契約上の義務を履行したときに還付する。

ただし、熊本県会計規則第78条に該当する場合、契約保証金は免除する。

- 12 関係書類

関係様式等は、熊本県ホームページから入手すること。

ホームページアドレス <https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/1/236804.html>

- 13 その他

- (1) 手続において使用する言語は日本語、通貨は日本国通貨によるものとする。
- (2) 一度提出のあった書類については、原則として差し替えを認めない。
- (3) 提出された提案書は、業務関係資料の保存のため、返却しない。また、不採用となった提案者の企画は一切転用しない。
- (4) 提案書の作成、提出及び選考に要する一切の費用は、提出者の負担とする。
- (5) 受託者の選定のため、提出された提案書の写しを作成し、使用することがある。
- (6) 提出された提案書は、熊本県情報公開条例（平成12年熊本県条例第65号）に基づき公開することがある。
- (7) 提案に際しては、業務委託先として採用されないこともある点に十分注意し、関係者とトラブルがないようにすること。
- (8) 本業務により作成した成果品及び委託業務実施に当たり新たに制作、撮影したもの等に関する全ての著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、熊本県に帰属するものとし、本業務以外の業務にて、本業務により作成した成果品及び委託業務実施にあたり新たに制作、撮影したもの等を使用する場合がある。
- (9) 次の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがある。
 - ア 関係書類の提出方法、提出先又は提出期限が守られなかったとき。
 - イ 関係書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき。
 - ウ 関係書類に記載すべき事項以外の内容が記載されているとき。
 - エ その他、協議の結果、審査を行うに当たって不適当と認められるとき。
- (10) 審査で最高位の評価を受けた者が参加要件を満たしていない場合は、契約締結できないので注意すること。（この場合、次順位の者と契約交渉を行うものとする。）
- (11) 審査で最高位の評価を受けた者を受託者として選定した後に、提案内容を適切に反映した仕様書を作成するために、その者に対して業務の具体的な実施方法について提案を求めることがある。
- (12) 参加者が1者のみであった場合でも、プレゼンテーション（事業説明）での審査は実施する。

- (13) 参加表明手続きを行った後、都合により企画提案に参加しないこととなった者は、参加辞退届（様式第5号）を提出すること。

14 問い合わせ・書類提出先

〒862-8570 熊本市中央区水前寺6丁目18番1号

熊本県知事公室広報課 企画・広報班 前、山下

TEL：096-333-2027／FAX：096-386-2040

E-Mail：kikakukouhou@pref.kumamoto.lg.jp